

いわき市マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定により行う事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料)

第3条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による管理計画の認定の申請に対する審査については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この条において同じ。）の数が1である場合にあっては同表の中欄に定める額の手数料を、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

区分	長期修繕計画の数が 1である場合	長期修繕計画の数が 2以上である場合
マンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下この表において「事前確認適合証」という。）が提出されない場合	25,400円	25,400円に1を超える長期修繕計画の数に14,600円を乗じて得た額を加算した額
事前確認適合証が提出された場合	3,600円	3,600円に1を超える長期修繕計画の数

		に1,600円を乗じて 得た額を加算した額
--	--	--------------------------

- 2 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、長期修繕計画の数が1である場合にあっては同表の中欄に定める額の手数料を、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

区分	長期修繕計画の数が 1である場合	長期修繕計画の数が 2以上である場合
管理組合の運営に係る事項の変更	4,700円	4,700円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額
管理規約の変更	3,900円	3,900円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額
管理組合の経理に係る事項の変更	4,500円	4,500円に1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を加算した額
長期修繕計画の変更	9,400円	9,400円に1を超える長期修繕計画の数に4,800円を乗じて得た額を加算した額
その他の変更	2,900円	2,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,900円を乗じて得た額を加算した額

(手数料の徴収時期)

第4条 前条の手数料は、同条の申請の際徴収する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。